

相 談 事 例

ID : 04-02-010

相談タイトル

不動産の相続放棄について

Q：ご相談内容

両親が亡くなり、相続放棄したが土地・建物の管理責任はまだ自分にあるのか。

A：回答

土地や建物と言った不動産の法定相続人となった場合でも、一定の期間内であれば相続放棄はできます。相続放棄してしまえば、その相続財産は相談者とは全く関係のないものとなりますが、それによって、他の法定相続人に相続権が移行することになります。

また、相続放棄した場合でも、次の管理者が決まるまでは管理義務がありますので注意が必要です。相続放棄については他の法定相続人（次順位の人）に相続権が移行することになりますので、他の法定相続人に連絡する事が求められています。